

市民の検討組織「NB ミーティング」が積極的に活動

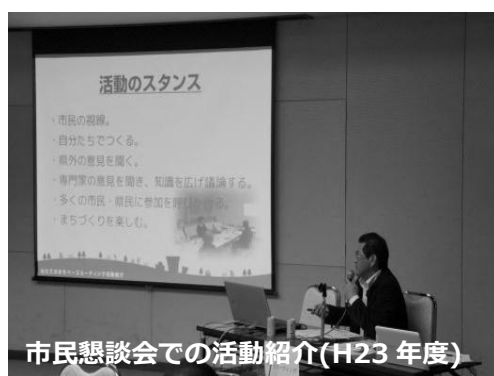
●市民の視点から宜野湾市の“夢のあるまちづくり”を考えています

市民のまちづくり検討組織である「ねたてのまちベースミーティング（略称：NB ミーティング）」は、普天間飛行場の跡地利用について、「宜野湾市のまちづくり」として、“市民一人ひとりに関わること”であると考え、“夢のあるまちづくり”をテーマに継続的な活動を行っております。

昨年度は、毎月の定例活動（毎月第3火曜日午後19時より宜野湾市役所別館1回職員厚生室）をはじめ、ゲストスピーカーを招いての勉強会や地権者の検討組織である「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」との意見交換会・合同勉強会、さらには琉球大学との連携による取り組みなど、幅広い活動を行いました。本年度も引き続き、“夢のあるまちづくり”実現に向けて活動をスタートしておりますので、活動内容等につきましては、随時、本誌等でご紹介していきます。また、本会の活動に参加したいという方は、事務局（下段参照）までご連絡下さい。



定例会の様子



市民懇談会での活動紹介(H23年度)

今年度も「市民懇談会」を開催（平成25年1月頃予定）

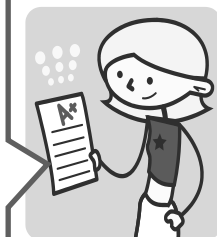


昨年度に引き続き、市民の皆様を対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「市民懇談会」を今年度（平成25年1月頃予定）も開催します。懇談会では、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針について内容をご紹介しますので、市民の皆様の多くのご意見を頂きますよう、ぜひ足をお運び下さい。

懇談会の詳細につきましては、次号の普天間飛行場跡地利用ニュースに掲載させていただきます。（※左写真は昨年度の市民懇談会の様子です）

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

◀ホームページ▶ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>
◀情報提供窓口▶ 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課
電話 098-893-4401（直通）FAX 098-892-7022
Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp



本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします 普天間飛行場跡地利用ニュース19号

平成24年11月 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課発行

普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ」が、本年度取りまとめられます

宜野湾市は、沖縄県と共同で、平成15年度から跡地利用計画に取り組み、平成22年度に普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ（案）」を取りまとめました。**平成23年度は、跡地の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針**を取りまとめました。

本年度は、県民、市民、地権者の皆様等との意見交換を進めるとともに、新たな調査結果等を反映して、「全体計画の中間取りまとめ」を行います。

広域緑地の計画方針に対する意見募集につきましては、**市民の皆様を対象とした「市民懇談会（平成25年1月頃予定）」を開催いたします**ので、多くのご意見を頂きますよう、宜しく願い致します。

広域緑地の計画方針については、本誌の中でも紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

みんなで創る夢のあるまち

平成23年度 普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査の概要

広域緑地（普天間公園等）の計画方針



平成22年度にまとめた「全体計画の中間取りまとめ（案）」のもと、沖縄県と宜野湾市は共同で、普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査を実施し、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を取りまとめました。

このパンフレットをもとに、普天間飛行場跡地の夢のあるまちづくりに向けて、皆さまのご意見をお聞かせ下さい。

平成24年3月

沖縄県
宜野湾市

●「普天間飛行場跡地利用ニュース19号」でのご紹介内容

今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひ一読下さい。

- 1. 「広域緑地（普天間公園等）の計画方針のご紹介」……………2・3面
- 2. 「市民の検討組織「NB ミーティング」の活動紹介」……………4面
- 3. 「市民懇談会開催のお知らせ」……………4面



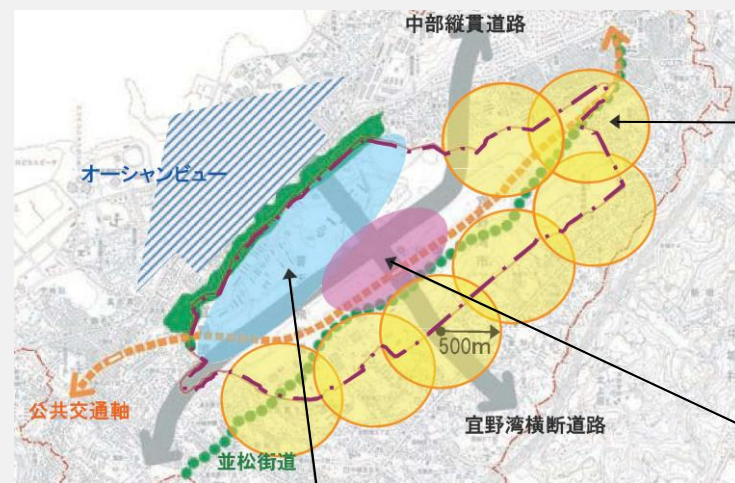


広域緑地（普天間公園等）の計画方針を紹介します

平成 23 年度は、地域の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地の計画方針を取りまとめました。ここではその一部をご紹介します。

土地利用配置指針（平成 22 年度中間取りまとめ（案））

土地利用についての基本的な考え方は、平成 22 年度に、3 種類の土地利用ゾーン（振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーン）として取りまとめています。



● **居住ゾーン**は周辺市街地と一体的な生活圏の形成に向けて配置

● **周辺市街地**では、跡地利用と合わせて都市基盤や市街地環境を改善

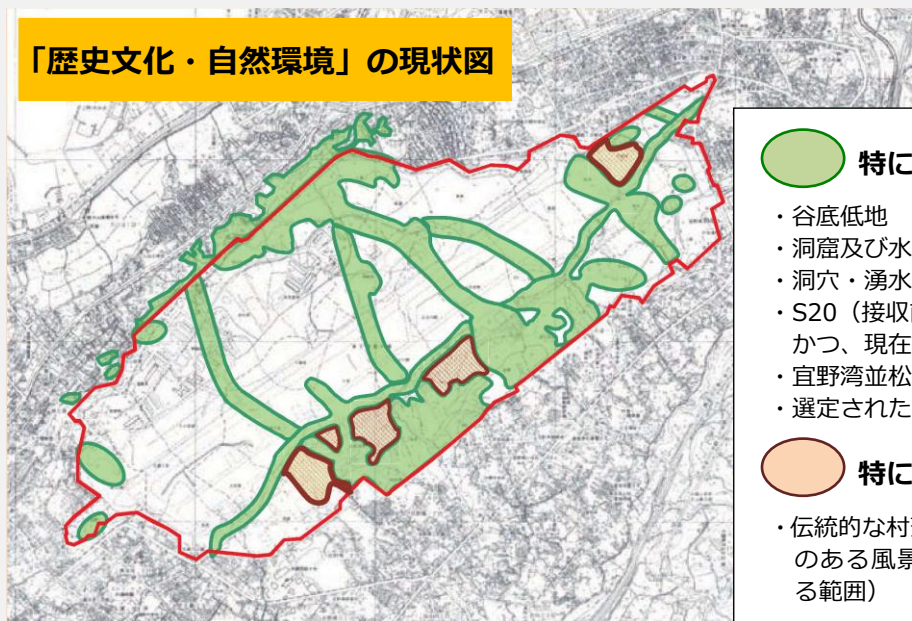
● **都市拠点ゾーン**は主要幹線道路の交差点や公共交通軸の駅を重心として配置

● **振興拠点ゾーン**は斜面緑地と海への眺望を活かせる位置に配置

跡地内における「歴史文化・自然環境」の現状図

歴史文化・自然環境特性の「特に重要な資源」を重ね合わせることで、下記のような歴史文化・自然環境（ネットワーク型）の範囲が明らかになりました。

「歴史文化・自然環境」の現状図



特に重要な資源

- 谷底低地
- 洞窟及び水系
- 洞穴・湧水の集積
- S20（接收前）樹林地、かつ、現在の樹林地
- 宜野湾並松街道
- 選定された重要遺跡

特に重要な資源

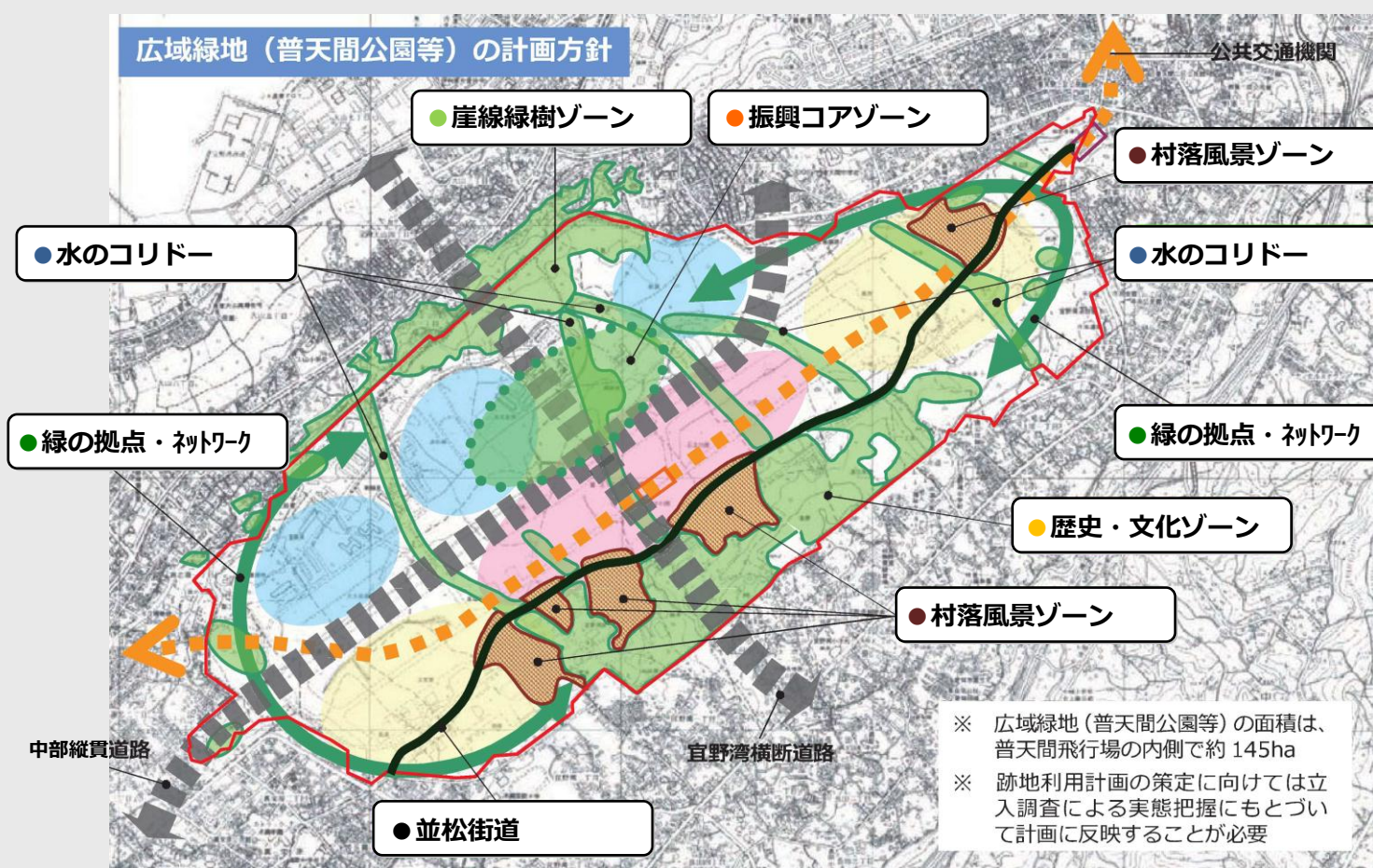
- 伝統的な村落景観（暮らしのある風景として再生する範囲）

広域緑地（普天間公園等）の基本的な考え方

亜熱帯島しょ海洋性気候に育まれた、水、緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を復元・継承し、新たな環境共生の暮らしと“イチャリバチョーデー”(多文化共生)の心を世界に発信する

広域緑地（普天間公園等）の計画方針

保全・活用すべき地域インフラ（基盤）に広域的な振興策の核となる「振興コアゾーン」を加え、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を下図のように設定しています。



広域緑地（普天間公園等）のゾーン区分

- **歴史・文化ゾーン** 宜野湾の歴史・自然特性を継承
- **崖線樹林ゾーン** 戦前からの樹林地等を保全
- **水のコリドー** 地下への透水性に配慮した水と緑の回廊
- **並松街道** 琉球王国時代の宿道を再生(復元)
- **村落風景ゾーン** 琉球文化の原風景等を再生
- **振興コアゾーン** 周辺土地利用と連携し、広域的な振興策の核として公園機能を誘致
- **緑の拠点・ネットワーク** 緑豊かな環境や生態回廊の形成に向けた緑のネットワーク

都市的土地利用における主要機能の導入イメージ

- 振興拠点ゾーン**
 - 最先端医療・医薬福祉関係機能
 - 環境・エネルギー分野の研究開発機能
 - その他先端技術、研究開発機能等
- 都市拠点ゾーン**
 - 公園・緑地に囲まれた商業、業務機能
- 居住ゾーン**
 - 公園・緑地に囲まれた住宅地
 - 住宅地内には、洞穴、湧水、文化財を保全・活用する小公園が点在
- 村落風景ゾーン**
 - かつての集落（神山等）の位置で、現在生活にあった環境共生型の伝統的村落景観を再生・活用

※この計画方針は、これまでの検討結果等を踏まえた機能配置のイメージであり、今後の意見交換等に基づき修正等を行う必要があるものです。